総合特別区域の進捗に係る事後評価［ライフ・イノベーション分野］

平成27年度

柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区

［指定：平成23年12月、認定：平成24年3月］

正

準

正：平成27年3月末までに計画が認定された地区／準：平成27年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ⅰ)＋ⅱ)の平均値　(3.6＋3.7)／2＝3.7　**3.7**

ⅰ)取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

番号	評価指標	進捗度	評点
1	地域活動の参加者の増加	104%	5
2	地域の自律的な都市経営の活動費（自主財源）の増加	22%	1
3	柏市内に事業所を有する大学・研究機関発ベンチャー企業に対するエンジェル税制を活用した出資件数の増加	0%	1
4	TEPによる柏市内ベンチャー企業の支援数の増加	128%	5
5	特例措置による訪問リハビリテーション事業所及び特例措置による歯科衛生士事務所数	67%	3
6	特例措置による訪問リハビリテーション事業所による訪問リハビリ実施件数及び柏市内の訪問リハビリ実施件数	147%	5
7	特例措置による歯科衛生士事務所による口腔ケア実施件数及び柏市内の口腔ケア実施件数	162%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値　(5×4＋4×0＋3×1＋2×0＋1×2)／7＝3.6　**3.6**

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa：5・20%、b：4・10%、c：3・70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

ⅱ)取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　**3.7**

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ⅰ)、ⅱ)、ⅲ)の平均値　(3.8＋2.0＋3.0)／3＝2.9　**2.9**

ⅰ) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■規制の特例措置を活用した事業
（事項）
・訪問リハビリテーション事業所整備推進事業
・介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業
（概要）
・指定訪問リハビリテーション事業所について、病院、診療所又は介護老人保健施設でなくとも診療所等の医療機関との連携をもって事業実施を可能とする。
（規制所管府省（厚生労働省）の評価（特記事項））
・特例措置の効果が認められる。
本特例措置は、高齢者の要支援者・要介護状態の維持、改善を図り、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを実現することを目標としていることから、特例措置を活用した事業所の設置件数、実施件数の観点からの評価に加え、本特例措置が目標にどのように寄与しているかについても分析していく必要がある。

（事項）
・歯科衛生士等居宅療養管理指導推進事業
・歯科衛生士等介護予防居宅療養管理指導推進事業
（概要）
・歯科医療機関から離れた場所から歯科衛生士等が指定居宅療養管理指導を行うことを可能とする。
（規制所管府省（厚生労働省）の評価（特記事項））
・特例措置の効果が認められる。
本特例措置は、高齢者の要支援者・要介護状態の維持、改善を図り、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを実現することを目標としていることから、特例措置を活用した事業所の設置件数、実施件数の観点からの評価に加え、本特例措置が目標にどのように寄与しているかについても分析していく必要がある。

専門家による評価の平均値 3.8

ⅱ）財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値 2.0

ⅲ）地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値 3.0

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

（専門家所見（主なもの））

3.6

・訪問リハビリや口腔ケアが充実されていることは評価できるが、「都市経営」に係る達成状況は芳しい状況とはいえず、体制の立て直しが必要。

・地域エネルギー分野での評価における把握方法に、より工夫が必要である。

・自律した都市経営を代表するのに的確な評価指標に限定すべきである。

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値 3.6

総合評価

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを1：1：2の比率で計算（3.7＋2.9＋3.6×2）／4＝3.5

3.5

（注）評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。